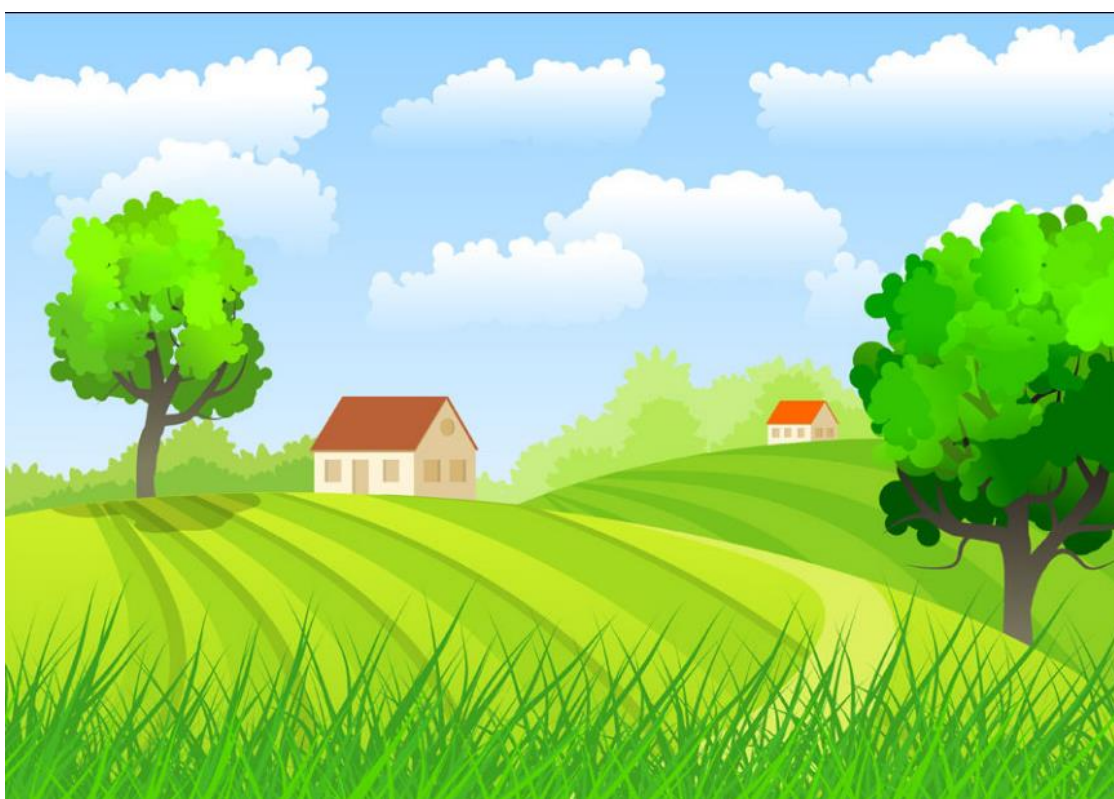


諸手当認定マニュアル (へき地手当に準ずる手当編)

正規教職員



手当の請求は速やかに！

～事実発生日から 15 日以内の届出を～

四万十町事務職員部会

へき地手当に準ずる手当って何？いくらもらえるの？



へき地手当に準ずる手当とは、へき地等学校等に異動して勤務する職員で下記に該当する職員に一定期間支給される手当です。

1. 当該異動に伴ってその学校の存する中学校区の範囲に住居を移転した職員
2. 勤務する学校等が移転してへき地等学校等に該当することとなった場合に、当該学校等の移転に伴ってその学校の存する中学校区の範囲に住居を移転した職員

中学校区内に適切な住居がない場合、当該市町村又は隣接の市町村内に住居を移転し、市町村教育委員会が認める職員についても支給されます。

※ 適切な住居がない場合とは・・・

- ◎借家等がない場合
- ◎建物の傷み等のために居住することに支障が生じるなど、居住する適切な借家等がない場合
- ◎居住しようとする人員に適した規模、広さの借家等がない場合

自宅の場合や、新規採用者・期限付職員は対象となりません。

支給期間及び支給割合は？

支給期間は職員が異動等に伴って住居を移転した日から起算して3年（3年を超えて引き続き勤務する場合は6年）に達する日まで。支給期間内であれば移転しないへき地等学校への異動でも、同一中学校区内の存する学校間の場合、届出すれば引き続き支給されます。支給割合は以下のとおりです。

異動等の日から起算して5年に達するまでの間	4/100
異動等の日から起算して5年に達した後	2/100



へき地手当に準ずる手当の額は、その職員の給料の月額及び扶養手当の月額の合計額に上記の支給割合を乗じて得た額となっています。

へき地手当に準ずる手当額の計算式
(給料月額＋扶養手当の月額＋教職調整額＋給料の調整額) × 支給割合

届出が必要な場合は？

- ◇異動等による移転の場合
- ◇手当を受給している職員が住居を移転した場合
移転後の再移転は、その移転がやむを得ない場合に限り継続して支給できます
 - ★借家等の修繕により転居を行う必要がある場合
 - ★災害等により借家等の転居を行う必要がある場合 等
- ◇手当を受給している職員が住居の移転を伴わず新たなへき地等学校等へ異動した場合

該当するようになったらすぐに提出するようにしましょう！



※ 原則として異動日から1年以内に移転した場合が手当支給の対象となります。

<記載例>

へき地等学校等に勤務する職員の住居届

学校受付印

R●,4,7

所属長に提出する日

令和●●年 4月 7日 提出

任命権者 高知県教育委員会 様	学校名	四万十町立〇〇中学校 (準 級地)		所属長印
	職員番号	123456	氏名	準へき地 太郎 (印)
	職 名	教諭		
届出事由(該当事由にレをつける)				
☒ 1 新規(異動に伴い転居) ☐ 2 支給要件の喪失 ☐ 3 その他(辞令の日付)				
転居日を記入。ただし、役場で申請時に出来るだけ異動年月日を指定するようにしてください。				
現所属異動年月日	令和●●年 4月 1日	移転年月日	令和●●年 4月 1日	
現在の住居所在地	高岡郡四万十町〇〇番地			
前所属	所 在 地	土佐清水市〇△□123-1番地		
	学 校 名	土佐清水市立〇△□中学校 (1 級地)		
前住居所在地	土佐清水市〇△□1111			
現住居の種類				
☒ 公務員宿舎 ☐ 県・市町村営住宅 ☐ 借家・借間				
☐ その他()				
現住居の校区				
☒ 勤務校の存する中学校区内 ☐ 勤務校の存する中学校区外				
申し立て記入欄				
住民票の移転日が4月3日となっているのは、転居の際に市町村窓口での住民票(転入)手続きが遅れたため				
※市町村教育委員会(県立学校長)記載欄				
(現住居の校区欄で、中学校区外に居住する者で中学校区内に居住すべき住宅がないなど、特に必要と認める場合に理由を記載する。)				
市町村教育委員会教育(県立学校)長				印

- 1 移転年月日を確認するために住民票(写しでも可)を添付すること。
- 2 実際の移転年月日が、住民票に記載されている年月日と異なる場合にあっては、申し立て記入欄にその理由を記載すること。
- 3 自宅以外であることを確認するために、借家・借間の場合は、借家契約書等の写し(例) 公務員宿舎：四万十町教員住宅使用許可書
県・市町村営住宅：四万十町営住宅使用許可書
借家・借間：借家契約証明書
- 4 中学校区外に居住する場合は、学区外証明書の写し(例) 学区外証明書

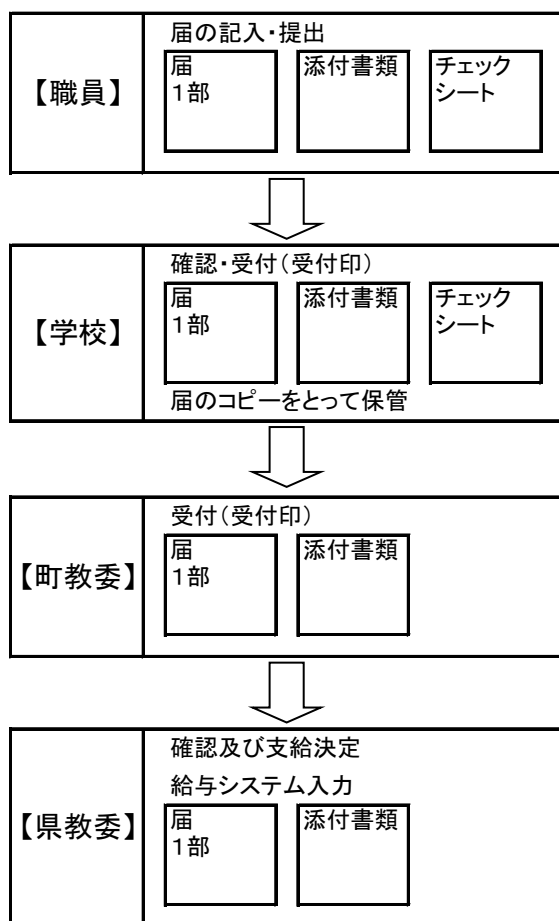
記入抜けが多いそうです。気をつけましょう。

※県教

提出書類は以下が必要です。

- ◇へき地等学校等に勤務する職員の住居届 1部(記入例の届)
- ◇住民票(コピー可)
※マイナンバー表示のないものを取得するか、黒塗りの上コピーして添付
- ◇借家契約書等の写し(例) 公務員宿舎：四万十町教員住宅使用許可書
県・市町村営住宅：四万十町営住宅使用許可書
借家・借間：借家契約証明書

へき地手当に準ずる手当の事務処理フロー



※認定済みの届は県教委から学校へ返送されないため、
提出時に必ず届のコピーを2部とり職員保管用と学校保管用とします

